

警察庁政策評価研究会

第38回議事録

令和3年7月7日開催

警察庁長官官房企画課

第38回警察庁政策評価研究会

1 日時

令和3年7月7日（水）午後3時30分から午後5時53分までの間

2 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
木村 光江 日本大学大学院法務研究科教授（座長）
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
横山 淳 株式会社PMAグループ代表取締役

○ 警察庁

植田 秀人 政策立案総括審議官
河原 淳平 サイバーセキュリティ・情報化審議官
堀 誠司 審議官（犯罪被害者等施策担当）
猪原 誠司 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
新田 慎二 審議官（交通局担当）
阿部 文彦 長官官房参事官
小堀龍一郎 保安課長
花井 稔 犯罪収益移転防止対策室長
宮内 彰久 運転免許課長
大門 雅弘 長官官房調査官

3 報告事項

- (1) 令和3年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画について
- (2) 令和2年度政策評価実施結果報告書（案）について

4 議題

- (1) 令和2年度実績評価書（案）について
- (2) 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (3) 規制の事後評価書（案）について
- (4) 令和4年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）について

5 議事録

（大門調査官）

それでは、定刻となりましたので、第38回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を担当いたします警察庁の大門でございます。よろしくお願いいたします

たします。

議事に先立ちまして、政策立案総括審議官の植田からご挨拶申し上げます。
審議官どうぞよろしくお願いいたします。

(植田政策立案総括審議官)

政策立案総括審議官の植田でございます。

本日は、御多忙中のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

御存じのとおり、最近の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数等の指標の面では一定の改善がみられるところでございますが、サイバー空間における脅威については深刻な情勢が続いているほか、高齢者等を標的とした特殊詐欺の被害が高水準で推移しているなど厳しい状況にあると認識しております。

このような状況を踏まえ、国家公安委員会・警察庁におきましては、一層の治安の向上に向けて、重要施策に関する適切・的確な評価の実施、そして、評価結果の政策への適切な反映等に努めているところでございます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、政策評価の一層の充実を図って参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大門調査官)

続きまして、出席者の紹介をさせていただきたいと思っております。
東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員です。

(内山委員)

よろしくお願いいたします。

(大門調査官)

日本大学大学院法務研究科教授の木村委員です。

(木村委員)

よろしくお願いいたします。

(大門調査官)

一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

(野口委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(大門調査官)

株式会社PMAグループ代表取締役の横山委員です。

(横山委員)

よろしく申し上げます。

(大門調査官)

当庁の阿部長官官房参事官です。

(阿部参事官)

よろしく願いいたします。

(大門調査官)

今回の研究会では、説明者となる審議官及び課長は議題ごとに交代で出席することとなりますので、その都度御紹介いたします。

続きまして、当研究会の座長につきましては、引き続き、木村委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

賛同いただけましたので、座長は木村委員にお願いしたいと思います。では、ここからは、木村座長に司会をしていただきます。木村座長、よろしく申し上げます。

(木村座長)

僭越ですけれども進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

さっそくですが、審議に入る前に、当研究会における留意事項を説明いたします。

警察庁の説明に対して質問や発言がある場合は、WebExの挙手機能又はチャットを用いてその旨を明らかにしてください。また、発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば、チャットにてお知らせください。

次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認いたします。総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録・議事要旨は警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も、同様の取扱いとしたいと思いますので、御了承いただけますでしょうか。議事録と議事要旨は、事務局で作成した案を後日皆様に確認していただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。まずは、報告事項の1及び2について、事務局から説明してください。

(大門調査官)

報告事項の1、2について説明させていただきます。

報告事項1は、「令和3年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」についてです。資料1を御覧ください。

こちら本日の議題を定めているものでございます。別添1の下線が引かれている業績目標が、今年度実績評価書を作成しているものとなります。また、別添2が、今年度事業評価方式による評価を行っているものとなります。

「令和4年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）」については、議題4となっております。

報告事項2に移ります。報告事項2は、「令和2年度政策評価実施結果報告書（案）」についてです。資料2を御覧ください。

令和2年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。前回の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

私からは以上でございます。

(木村座長)

ありがとうございました。報告は以上となりますので、議題に入りたいと思います。初めに議題1の「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」部分について、警察庁から御説明ください。

(大門調査官)

議題1の説明者は猪原刑事局担当審議官となります。

審議官よろしくお願いたします。

(猪原審議官)

刑事局審議官の猪原と申します。よろしくお願いたします。

基本目標3「組織犯罪対策の強化」、業績目標2「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について説明します。資料3-1の1ページを御覧ください。

「評価結果の概要等」の業績指標①の達成目標については、令和元年度までは、「特殊詐欺の認知件数及び被害件数が前年を下回る」としていましたが、令和2年度からは、「認知件数及び被害総額がいずれも過去5年間の平均値を下回る」と変更しております。これは、業績指標①についても、業績指標②と同様に、5年という中長期的に比較し、各種対策の効果をより一層的確に評価しようとするものです。

評価結果については、業績指標①については、認知件数及び被害総額のいずれも過去5年間の平均値を下回ったことから、◎と評価。業績指標②については、特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員のいずれも過去5年間の平均値を上回ったことから、◎と評

価。業績目標1及び2のいずれも目標達成したことから、全体も◎と評価。

他方で、依然として高齢者を中心に高い水準の被害が発生し、その犯行手口の多様化、巧妙化もみられることから、対策を一層強化していきます。

私からは以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。今の御説明について、お気付きの点や御質問等あればお願いいたします。

野口委員、お願いいたします。

(野口委員)

御説明ありがとうございました。

「特殊詐欺」という言葉のなかには様々なパターンのものが含まれており、実績評価書の方では特殊詐欺の分類が挙げられているところですが、評価を実施するに当たり、それぞれの分類ごとの統計を取っているのでしょうか。類型化というのは、分析する際には非常に重要でわかりやすいものにはなりますが、冒頭で申し上げたとおり特殊詐欺にはオレオレ詐欺をはじめとする様々な類型があり、類型が多いため正確な統計を取れなくなるなどマイナスの面もあるのではないかと考えています。

(猪原審議官)

委員御指摘のとおり、特殊詐欺については、細かい類型に分けて分析をしているところですが、下手な類型化をするとかえって混乱を招くということもあるかと思えます。

その上で、私たちは特殊詐欺を10の手口に分類しておりますが、この程度であれば対策に資するものであると考えています。

また、特定の手口への対策を強化した場合、犯行が他の手口に流れていくというところがあります。したがって、最終的な評価は、総合的に全ての手口を見て行おうとしているものでございます。

(野口委員)

大変よくわかりました。正しい方向で処理ができていると理解できました。ありがとうございました。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他の御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題1の「安全かつ快適な交通の確保」部分について、警察庁から説明してください。

(大門調査官)

説明者の交代をさせていただきます。
新田交通局担当審議官です。

(新田審議官)

資料3の実績評価書要旨に基づきまして、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」に関する評価結果を説明いたします。

はじめに、2ページの業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」についてでございます。

4-1及び4-2の達成目標については、平成28年から令和2年までを期間とした第10次交通安全基本計画の基準となる平成27年の実績値を評価基準とし、これを下回ることを達成目標としておりました。業績指標①「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数」につきましては、各達成目標のうち、i「歩行中交通事故死者数」、ii「歩行中の高齢者の交通事故死者数」、iii「自転車乗用中交通事故死者数」、iv「自転車関連事故件数」が、平成27年以降着実に減少し、令和2年中の実績値につきましては、基準年となる平成27年の実績値を全て下回りました。

一方で、「歩行者と自転車との交通事故件数」につきましては、平成27年以降増減を繰り返しながら、令和2年の実績値の2,634件は令和元年の2,831件に比べ減少したものの、目標値である平成27年の実績値の2,506件を上回り未達成となったことから、業績目標の達成状況全体としては「○」と評価しております。

次に、業績目標2「運転者対策の推進」について説明させていただきます。業績目標4-2の達成目標につきましては、4-1と同様に平成27年の実績値を評価基準とし、これを下回ることを達成目標としておりました。

資料3ページをご覧ください。

業績指標①「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」につきましては、各違反に起因する死亡事故件数の全てにつきまして、基準年としている平成27年の実績値を下回ったことから、評価を「◎」としております。続いて、業績指標②「70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数」につきましては、達成目標の「70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数」及び「70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数」のいずれも、平成27年の実績値を下回ったことから、評価を「◎」としており、全ての業績指標で目標を達成しております。

しかしながら、第10次交通安全基本計画において掲げていた「令和2年までに24時間死者数を2,500人以下」とするという目標は未達成であり、引き続き悪質・危険運転者及び高齢運転者についての対策が必要なことから、全体として「○」と評価しております。

なお、今後は、4-1、4-2の業績指標につきましては、令和7年までの達成目標として、本年3月に決定された第11次交通安全基本計画で政府目標として掲げられた「令和7年までに24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下」を達成

するため、達成目標をこれまでの「基準年（平成27年）を「下回る」から「基準年（令和2年）から29.6%以上減少させる」に変更することとしており、引き続き、各種施策を推進してまいります。

続いて、業績目標3「道路交通環境の整備」について説明させていただきます。資料4ページを御覧ください。

基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」の業績目標3「道路交通環境の整備」のうち、業績指標①の「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」につきましては、達成目標i「信号機の改良等により抑止されたと推計される死傷事故件数」の令和2年度実績値の1万9,418件/年が目標値の2万7,000件/年を下回ったものの、達成目標ii「事故危険箇所対策」では、死傷事故件数の平成26年比の抑止率が平成30年度時点で、令和元年度及び2年度については効果測定中でございますが、約5割となっていることなどから、総じて「○」と評価しております。次に、業績指標②「信号制御の改良等により実現される円滑な交通」につきましては、達成目標i「信号制御の改良等により短縮又は抑止されたと推計される対策実施箇所の通過時間」及び達成目標ii「二酸化炭素の排出量」の令和2年度実績値が、通過時間は2,193万人時間/年、二酸化炭素排出量は3万7,676t-CO₂/年となっていることから、目標値の通過時間5,000万人時間/年、二酸化炭素排出量10万t-CO₂/年を大きく下回りました。また、達成目標iii「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合」も、令和2年度で100%を目標としていたところ、97.8%にとどまったことから、総じて「△」と評価しております。業績指標③「老朽化した信号機数」につきましては、信号機の更新等によって令和2年度の老朽化した信号機数が5万240基となり、目標値の6万基以下に抑えることができたことから、「◎」と評価しております。業績指標④の「信号機電源付加装置の整備台数」につきましては、令和2年度実績値の2,119台が目標値の2,000台を上回ったことから、「◎」と評価しております。以上から業績目標の達成状況全体として「○」と評価しております。

なお、本年5月に第5次社会資本整備重点計画が策定されたことに伴いまして、各目標値が更新された上、新たな項目として音響信号機及びエスコートゾーンの設置率が設定され、令和7年度までに原則100%の整備を完了することを目標値として追加しているところ、引き続き各種施策を推進してまいります。

説明は以上でございます。

(木村座長)

ありがとうございました。今の御説明について、お気付きの点や御質問等あればお願いいたします。

内山委員お願いいたします。

(内山委員)

御説明ありがとうございます。

業績目標 1 について、歩行者と自転車との交通事故件数は令和 2 年において平成 27 年を上回ってしまったということで残念なことではあるんですが、ここで気になりましたのが、最近自転車と歩行者との交通事故について警察でも啓発活動に力を入れており、そのために交通事故の報告が増えたことが関係しているのではないのでしょうか。つまり、自転車と歩行者の接触というのは未報告だったものが多く、暗数であったものが、啓発活動が功を奏し交通事故として報告されることによって件数が増えたということではないのでしょうか。

また、業績目標 3 につきまして、二酸化炭素の排出量の抑止という点で今ひとつであったとあります。実績評価書に詳細な計算方法が書いてありますが、ハイブリッド車やEVの普及に伴い自動車 1 台当たりの排出ガスが抑制されていることは計算に反映されているのでしょうか。

(新田審議官)

1 点目の啓発活動により報告件数が増えたのではないかという指摘につきましては、未届けの事故が届出されるようになったことを示す数値を持ち合わせていないことから、自転車利用等に関する啓発の効果かどうかは何とも申し上げられないところです。

広報啓発活動や、交通ルールに関する講習等に力を入れているのは、我々の分析では、自転車乗用中の死亡事故のうち約 8 割で自転車の運転者側に法令違反といった原因があり、また、自転車対歩行者の事故のうち約 4 割が歩道で発生しているためです。直接御質問には答えられませんが、広報啓発を行っているのはこのような背景からであり、報告件数の増加につながっているかは分からないところです。

2 点目の御質問についてですが、委員御指摘のとおりでございます。ハイブリッド車等の低CO2排出車の普及につきましては、アウトカム係数の算出では考慮しているところです。

以上でございます。

(内山委員)

ありがとうございました。1 点目についてもおっしゃるとおりだと思います。

いずれにしても、自転車事故に対する取組が適切に行われているということは素晴らしいと思います。

2 点目の質問についてもありがとうございました。

(木村座長)

横山委員をお願いします。

(横山委員)

業績目標 1 と業績目標 2 において、業績指標の目標を令和 2 年と 3 年で変えており、

複数の項目で「令和2年から29.6%以上減少させる」という目標を設定されています。すなわち、「歩行者と自転車との交通事故件数」、「悪質性の高い交通事故」、「70歳以上の高齢者の死亡事故件数」において、「令和2年から29.6%以上減少させる」という具体的な目標を設定していますが、なぜこのような数値になっているのでしょうか。

(新田審議官)

これは、本年3月に閣議決定された第11次交通安全基本計画で「24時間死者数を5年後の令和7年までに2,000人以下」とする目標を達成することとされており、令和2年中の死者数2,839人を5年間で2,000人以下まで減少させるための減少割合は29.6%であり、これを目標値として設定することとしたものでございます。この目標値を複数の業績指標について当てはめている、という考え方になります。

(横山委員)

ありがとうございます。

この数値というのはどれくらいの難易度の高い目標なのでしょう。今までのトレンド等を踏まえたときにいかなものかと思いました。

(新田審議官)

これまでの対策や技術進歩をベースにした予測というのを別途内閣府の方でやっていますが、その数値は令和7年時点で約2,200人となっており、それより1歩踏み込んだ目標設定となっています。そういう意味で容易なものではないですが、かといって実現が不可能なものでもないと思っており、対策をしっかりと行うことによって達成することが可能な目標であると考えています。

(横山委員)

わかりました。ありがとうございます。

目標としては、同じ数値を複数の項目に対して設定しているが、項目によってトレンドも異なると思いますし、難易度も異なると思います。振り返った時に、評価が項目によってばらつく可能性も十分あり得ますよね。

(新田審議官)

おっしゃるとおりでして、2,000人以下という目標も項目ごとの死者数の積み上げで算出したものではなく、それぞれの項目における死者数を何%減とすることができかねるものですから、一律に目標設定することで、項目によっては達成が厳しいものになるものもあるかと思えます。しかしながら、目標を設定することは一定の意義があると思っているところでございます。

(横山委員)

ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひい

たします。

(木村座長)

ありがとうございます。

野口委員お願いします。

(野口委員)

ありがとうございました。

業績目標2「運転者対策の推進」の実績評価書を拝見させていただきますと、ソフト手法と申しますか、例えば「講習」、「公表」や「広報・啓発」といったものがございます。これらは重要な施策だと思いますが、評価するときにとどれくらい効果として良い影響を与えたのかということ測定するのがすごく難しそうなものが並んでいます。このような「広報・啓発」といった施策の具体的な効果測定、成果の調査や数字などがあればお教えいただけたらと思います。

(新田審議官)

ここに記載させていただいたもののうち、例えば「飲酒運転を絶対にしない、させない」といったものがございますけれども、これが飲酒運転の減少にどれほど寄与したかということの説明する数値を持ち合わせていないところです。飲酒運転防止の広報・啓発といたしましては、例えば「飲酒した場合の死亡事故率は、していない場合と比較して約8.1倍も高くなる」、「事故を起こしたことにより、運転者自身が大変な思いをすることになる」、「被害者も同様に大変な思いをすることになる」といったことを内容とするビデオを流したり、ハンドルキーパー運動という、グループで飲食店等に来た人たちに対して、飲酒をしない運転者を決めるといった運動を広報しているところです。また、「飲酒運転」の対象となる自転車、原付・自動二輪、自動車に対する交通安全教育としては、令和2年中は約50,000回、延べ約3,360,000人に対して飲酒運転を含む交通安全教育を実施しております。これがどれだけ防止に貢献したか、という数値はございませんが、かなりの数の教育を全国的に行っているところでございます。

また、「認知機能検査の適正な実施」や「高齢運転者の支援」の施策についてですが、認知機能検査というのは、75歳になりますと免許更新の際に受けていただくことになるものですが、「認知症のおそれ」と判定された方等に対して、運転免許の自主返納制度や自治体の免許返納後の公共交通機関の割引等の各種支援施策の周知を行っており、運転免許証の自主返納者に交付される運転経歴証明書数は、令和2年では、49万6,556件となっており、平成27年と比べて約25万件増加、倍以上の実績となり、啓発効果が認められていると思っております。

「安全運転サポート車の普及啓発」ですけれども、自動車教習所や自動車メーカーといった関係機関や団体等と連携して啓発活動を行っておりまして、都道府県警察からの報告により警察庁で把握しているものでは、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年に比べ大きく減少したものの、令和2年中の普及啓発活動として約34

0回、このうち警察主催のもので約230回、延べ約18,900人に対して実施しています。実際に体験してみて、例えば踏み間違えるとこのように止まりますとか、人が突然出てきてもこのように止まりますとかいった効果があることを知っていただくことによって普及が進んでいるという面があると思っています。その結果、令和元年の安全運転サポート車の生産台数に占める衝突被害軽減ブレーキの整備率は93.7%、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の整備率は83.8%となっています。また、令和2年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は525件で、前年比で-77件となっており、安全運転サポート車の普及啓発が安全確保に貢献していると思っていますところでございます。

(野口委員)

ありがとうございます。質問の趣旨としては、効果測定をしていないことが良くないということではなく、今の御説明からうかがえるように目に見えない、数字に出ない大きな効果がある領域だということを確認する必要があると思うんですよね。一つ一つ警察でされている、ソフト手法、例えば教育であったり啓発であったり広報というのは、数字にはすぐには現れないかもしれないですけども、我々の交通安全の確保という意味では非常に大きな効果を持っているはずで、先ほどの内山先生との御質問のやり取りのなかに、潜在的にあるものをどう評価するかみたいな話もあったかと思うのですが、これをやってなかったらもっとひどい状態になっていたかもしれないが、やったことによってこの数字が保たれているというようなところが、私も良い案があるわけではないのですが、上手く評価書に載ってくるようになると非常に大きな効果がある施策を一つ一つされているということがよく理解できるものになっていくのかなと思いましたので御質問させていただきました。そしてお答えいただいてやはり、こういう施策の一つ一つが安全の確保に役立つ施策になっていることを理解することができました。

(木村座長)

ありがとうございました。他に御質問ありますでしょうか。

もしなければ私から質問させていただきます。

業績目標3の「道路交通環境の整備」で、細かい数字ですけども、バリアフリーの割合が下がってきていることについて、これは何か予算的に難しいですとか、特別な事情があるのでしょうか。

(新田審議官)

いえ、これはですね、バリアフリーの施策の対象となる地区というのがバリアフリー法での重点整備地区という地区となり、そのうち主要な生活関連経路という、視覚障害者の方が役場に行かれる際や駅に行かれる際の経路の横断箇所が、このバリアフリーの割合の分母となっております。市町村が作成する移動等円滑化促進方針・基本構想で新たに横断箇所が指定されたことにより分母が増加した結果であり、つまり対策を取らないといけない箇所が増えていっているところでございますので、その関係で残念ながら100%に達していないところですが、今後、100%を目指してバリアフリー

化を推進していこうと思っております。

(木村座長)

どうもありがとうございます。

今後自動運転が普及していく上で、信号機の整備にこれからますますお金がかかるようになるのではないか、という話を別のところで聞いたことがあり、予算が十分であるか心配だったものですから質問させていただきました。

他の先生方よろしいでしょうか。

それでは新田審議官どうもありがとうございました。

続いて、議題1の「犯罪被害者等の支援の充実」部分について、警察庁から説明してください。

(大門調査官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。

堀犯罪被害者等施策担当審議官です。

(堀審議官)

被害者施策を担当しております審議官の堀でございます。どうぞよろしくお願いたします。

基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」の業績目標「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」について御説明いたします。お手元の資料3-2の18ページをご覧ください。

警察における犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、政府において定める「犯罪被害者等基本計画」等を踏まえ、多岐にわたる施策を総合的に推進しております。本目標に係る業績指標として、犯罪被害給付制度につきましては、犯罪被害等を早期に軽減するために犯罪被害者等給付金の迅速な支給を図る観点から、犯罪被害給付制度の平均裁定期間を設定しておりますが、令和2年度中の平均裁定期間は「7.0か月」であり、達成目標としている第2次犯罪被害者等基本計画期間である平成23年度から平成27年度までの5年間における平均値「6.8か月」をわずかではあります上回ったため、達成状況を「△」としております。

また、目標の達成状況につきましては、7項目の参考指標の推移も把握しつつ評価を行っているところ、相当程度進展があると認められる部分もあるものの、業績指標の達成状況に鑑み、「△：進展が大きくない」と評価し、引き続き、当該施策を推進してまいります。

なお、裁定期間の長期化をもたらす要因についてですが、事案の内容によって振れ幅というものがある程度生じてしまうものですから一概に説明できませんが、外部要因といたしまして、他の公的給付や損害賠償との支給調整、あるいは治療の長期化といったものがございます。こういった外部要因がございまして、行政機関の内部努力のみで

はなかなかいかんともしがたい部分がございます。そうしますと裁定に要する期間が長期化する場合もあるところですが、他方で、法律の目的自体が早期の被害軽減という制度趣旨でございますので、これが達成されるように努めなければならないと考えております。

次に、今後の業績指標について御説明させていただきます。資料4の32ページをご覧ください。

これまでの業績指標は、「過去5年間の平均裁定期間を下回る」と設定してきたところですが、先ほど申し上げたとおり犯罪被害給付制度におきましては、給付金の申請を受理した後、他の公的給付制度や損害賠償との調整を行うことなどから、裁定までに一定程度の時間を要する制度となっております。

また、過去20年間の平均裁定期間においては、平成20年度の9.8か月が最長、平成24年度の5.9か月が最短となっているところ、今回新たに設定する第3次犯罪被害者等基本計画期間である平成28年度から令和2年度までの5年間の平均裁定期間が「6.9か月」であることを踏まえ、業績目標を当該期間と「同水準を維持する」に変更したいと考えております。

(木村座長)

どうもありがとうございました。今の御説明について、お気付きの点や御質問等あればお願いいたします。

内山先生お願いいたします。

(内山委員)

御説明ありがとうございます。

要因については、たしかにばらつきがあり、他の給付制度との調整等があるという点理解しました。

しかしながら、目標の達成のために具体的にどのような施策が必要になってくるかが大切だと思いますが、そもそもどのような体制で裁定を行っているのでしょうか。また、裁定に関わる人間を増やすとかそういうことになるのか、今後の展望を聞かせていただければと思います。

(堀審議官)

体制につきましては、第一次な裁定は各都道府県公安委員会、実務を担っているのが各都道府県警察ということでございます。必要な人員につきましては、今現在処理が非常に滞留して人が足りないという状況には至っていないと考えております。と申しますのも、行政手続法上の標準処理期間としては1年というものが定められており、8割以上のものが1年以内に入っております。平均は7.0か月ですが、8割以上のものが1年以内であり、中央値であるメジアンを見ますと、4.7か月でございますので、事案の半数以上は平均値をかなり下回っている形で処理されております。したがって、数としては少ない、処理に長期間要するものが平均値を引き上げている状況にあ

ると考えているところでございます。また、被害者の方から大きく苦情が出るような遅延も現在ないところでございます。ただ、事実認定のノウハウというものは担当者が変わればゼロから身に着けることとなる面もございますので、対策としては、各県警においてノウハウや行政処理の実務の技量を引き継いでもらう必要がありますし、警察庁からも指示していくことで対応しようと考えているところです。

以上でございます。

(内山委員)

どうもありがとうございます。

中央値の話を聞いてなるほどと思ったのですが、参考指標として中央値（メジアン）を入れてもいいのかもしれませんが、それについて御検討いただければと思います。

(堀審議官)

参考指標として見ていくことも大事かと思いますので、検討させていただきたいと思えます。

(内山委員)

一部の長くかかる事案が平均値を上げているという点は、統計学の基本になりますけど平均値とメジアンの違いを出していただくとより分かりやすいのかなと思います。よろしく願いいたします。

(木村座長)

他にはいかがでしょうか。

野口委員お願いいたします。

(野口委員)

御質問ではなく感想です。今内山先生とのやり取りとも関わる点ですけれども、様々な参考指標があるなかで「裁定期間」の長短が業績指標になっており、事案によってずいぶん異なりますし、短ければ良いというものでもないはずで、他の手続とも兼ね合いもあるはずなので、最後に中央値を参考指標に追加するという話がありましたけれども、長期的には裁定期間だけではない評価にしていく必要があるのではないかという感想を持ちました。

ありがとうございました。

(堀審議官)

裁定期間以外の業績指標ですと、直ちにこれを追加できるというものは想定しておりません。御指摘いただいたとおり、事案によっては長くかかるということもございますので、一律の指標を作成することは難しいですが、制度趣旨というものを考えますと、早期の被害軽減というものは総論としては追求していかなければならないもの

でございます。そういったことを勘案しますと、現在のように単に裁定期間の長短のみを見るだけではなく、先ほど御指摘いただきました参考指標も確認しながら、結果として生じた期間の妥当性というものも別の角度から見ていくということも当面やっていきたいと考えております。

以上です。

(木村座長)

ありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか。

堀審議官ありがとうございました。

それでは次に移りたいと思います。議題1の「安心できるIT社会の実現」部分について、警察庁から説明してください。

(大門調査官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。

河原サイバーセキュリティ・情報化審議官です。

(河原審議官)

河原でございます。よろしくお願いたします。

資料3-1の要旨の6ページをご覧ください。業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について御説明いたします。

まず、業績指標①「サイバー犯罪対策に係る取組状況」について、令和2年度中に実施した2つの事例を御紹介いたします。1つ目の事例につきましては、「ドコモ口座」を含む電子決済サービスに関しまして、金融機関に開設された口座情報が不正に入手・連携され、不正なチャージが行われる事例が確認されたことを踏まえた対策でございます。警察庁では、金融庁、全国銀行協会等と連携し、電子決済サービスを通じて銀行口座から不正に出金される手口に関して、注意喚起を実施したところでございます。2つ目の事例につきましては、サービス利用時の本人認証として広く用いられているSMS認証を不正に代行し、第三者に不正にアカウントを取得させる、いわゆる「SMS認証代行」の対策となります。警察庁では、総務省と連携し、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会に対して携帯電話サービスを契約する際の確実な本人確認を要請したほか、都道府県警察に対し、悪質事業者の取締りの強化を指示しております。これら2つの事例等に代表されますように、警察庁では、関係機関等と連携し、サイバー犯罪対策を的確に講じていることから、達成状況を「○」としております。

次に、業績指標②「サイバー攻撃対策に係る取組状況」について、令和2年度中に実施した2つの事例を御紹介いたします。1つ目の事例につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発に関連した攻撃、ソフトウェアやシステムのぜい弱性

を悪用した攻撃等が多く発生したことから、製薬事業者、重要インフラ事業者等に対して、注意喚起を行ったものとなります。2つ目の事例につきましては、本年開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進したものとなります。これら2つの事例等に代表されるように、関係機関、国内の事業者等と連携し、サイバー攻撃対策を的確に講じていることから、警察庁では、達成状況を「○」としております。

業績指標については、達成状況が「○」となり、おおむね目標を達成したものの、令和2年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が過去最多となり、標的型メール攻撃の把握件数も引き続き高い水準で推移していることにみられるように、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢となっていることから、警察庁では、引き続き、サイバー空間の安全・安心の確保に向け、当該施策を推進してまいります。

説明は以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございました。今の御説明について、お気づきの点や御質問等あればお願いいたします。

内山委員お願いいたします。

(内山委員)

説明ありがとうございます。

サイバー犯罪等への対策におきましては、最先端の技術に精通した人材の育成や確保が大事だと思います。特に民間人材の活用が不可欠だと思うのですが、これについてどのような対応が考えられるのでしょうか。例えば最先端の技術を持つ民間人材を雇用するとなると、どうしても報酬面でかなり高額になってくることが考えられますが、そうした点で、課題の対応をどのように考えられているかということについて教えていただければと思います。

(河原審議官)

ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、サイバー犯罪・サイバー攻撃に的確に対処するためには、人材を確保・育成することは非常に重要な課題の一つであると認識しております。

現在、都道府県警察では、情報通信技術の高度な知見を有する者をサイバー犯罪捜査官等の区分で採用しているところでございます。令和2年度において、サイバー人材の採用制度を29の都道府県で導入しておりまして、現在このような制度により採用された職員数は約440名となっております。警察では、民間のような高額な報酬を出すのは非常に難しいのですが、引き続き、今申し上げたような職員の採用・登用のほか、教育・研修、キャリアパスの管理等を部門横断的かつ体系的に実施して、サイバー空

間の脅威に対処する高い能力を有する職員の確保・育成に努めてまいりたいと考えています。

(内山委員)

ありがとうございます。

(木村座長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

横山委員お願いいたします。

(横山委員)

ありがとうございます。

この基本目標や業績目標に関しては、多くの他の項目に比して、業績指標として何を達成すべきか、が例えば数字か何かで明確にされていないがゆえに、達成目標というのが施策、何をやるべきか、というものと近くなってしまっているのでは、評価するのが難しくなっているのではないのでしょうか、というふうに感じています。正直、これはしょうがない部分もあると思うんですけども、アクションとしての何をやるか、という話もちろんあるんですが、組織的なケイパビリティについての指標もあっていいのかなと思いました。そのときに例えば、全くの素人なのでどれくらいが良いのか悪いのか判断がつかないのですが、ベンチマーク先として、諸外国に比べて我が国の警察のケイパビリティっていうのはこういう水準にある、とか、ここは強いここは至らないというのがもしも比較的な視点で見られると、少なくとも何かしらの対応ができていう点では意味があるのかな、と思いました。質問というよりコメントに近いものです。

(河原審議官)

御指摘ありがとうございます。

御案内のとおり、サイバー犯罪・サイバー攻撃につきましては、我が国特有なのかもしれませんが、被害者側が警察への相談や通報をためらう傾向があるほか、そもそも被害に気づきにくいという特徴が有り、被害が潜在化しているという状況でございます。それゆえ警察として、実態を定量的に把握することが困難な状況にあります。そのような中、令和2年度政策評価につきましては、定性的な業績指標に加え、定量的に示せる参考指標や社会のデジタル化の進展、コロナ禍といった外的要因についても勘案しつつ、取組について総合的に評価いたしました。いずれにしましても、委員からも御示唆あったように、我々のケイパビリティ、それから取組状況、こういったものが世界的に見てどういう水準にあるのかというのを客観的に把握するというのは大変重要でございますので、来年度を目途とした警察組織の見直しにも取りかかる中、

御指摘を踏まえまして、先進諸国のサイバーセキュリティ関係の取組を参考とし、引き続き、我が国のサイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(木村座長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

内山委員お願いいたします。

(内山委員)

今の横山委員の御指摘にあったケイパビリティというのは素晴らしいアイデアだと思いますが、ここが弱いというのを公にすると、全世界に「日本のここに攻撃しろ」ということになってしまうので、そこが悩ましいところです。このような場に出せるかとなると検討の余地があると思います。

(木村座長)

ありがとうございました。

私もサイバー局の新設等は大きく影響してくるのだろうなというふうには思いますので、指標の考え方も今後変わってくるかもしれないと思います。

他によろしいでしょうか。

河原審議官どうもありがとうございました。

続いて、議題2に移らせていただきます。御説明お願いいたします。

(大門調査官)

議題2は、「令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)」についてです。資料4を御覧ください。

こちらの事前分析表は、実績評価書を作成していない施策につきまして、その指標をモニタリングすることが主な役割となっています。ここでは業績指標の変更について説明させていただきます。

資料の14ページになりますけれども、基本目標3「組織犯罪対策の強化」の業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の項目でございます。業績指標①「暴力団構成員等の数」の達成目標につきまして、前回までは「過去5年間の平均値を下回る」としていただいていたところでございますけれども、今回から「前年の数値を下回る」に修正しております。これは、以前の研究会で御指摘があったところですが、近年一貫して暴力団構成員等の数については減少のトレンドにありまして、そういったトレンドの中での適切な目標の設定としては、過去5年の平均値よりも前年を比べた方がより適切ではないか、という御指摘でしたので、そのような形で、より適切な目標に変更するものです。

その他のモニタリング施策につきまして、業績指標等の変更はございません。私からは以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。今の御説明について、御質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、よろしければここで休憩を取りたいと思います。10分後の55分再開でよろしいでしょうか。

(大門調査官)

よろしく申し上げます。

(木村座長)

それでは55分になりましたらまたお集まりいただければと思います。よろしくお願いたします。

(木村座長)

時間になりましたので議題3から再開いたします。進め方について事務局から説明してください。

(大門調査官)

議題3につきましては、規制の事後評価書でございまして、資料5-1が要旨、資料5-2が本体となります。5-1の要旨を御覧いただきながら各担当課から説明をまいります。5-1の目次を見ていただくと、全体像が見えてございます。4法令ありますけれども、1と2につきましては保安課、3につきましては運転免許課、4につきましては組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室より御説明差し上げます。

以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。

それではまず最初に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により新設された規制について、保安課から御説明いただけますでしょうか。

(大門調査官)

説明者は小堀保安課長となります。小堀課長よろしくお願いたします。

(小堀保安課長)

保安課長の小堀と申します。よろしく申し上げます。

銃刀法の関係につきましては3点ございます。

まず、年少射撃資格者の年齢要件の緩和について御説明させていただきます。平成26年の銃刀法改正で措置されたものでございます。空気銃の所持許可は、18歳以上の者に認められており、それに至らない年少者につきましては、オリンピックや国際競技大会への途を開くために、指導員が許可を得た指導用の空気銃を使って、その指導員の監督の下で使用できるようにする年少射撃資格制度が設けられています。この年少射撃資格制度につきましては、我が国の競技力の強化のためにその年齢幅を引き上げたのが今回の改正でございました。具体的には、14歳から18歳とされていたものを下限を10歳以上とし、失効年齢を19歳としたものであります。この背景としては、ビームライフルという空気銃の一步手前の競技の全国大会に小学校3年生が出ていることもあり、10歳に引き下げました。19歳に引き上げましたのは、18歳の誕生日を迎えてすぐに年少射撃資格者ではなくなると、例えば誕生日の直後に大会があった場合にはそれまで使っていた空気銃が使えなくなるため、措置を講じたものでございます。

次に「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」については次のページになりますが、遵守費用につきましては、新たに10歳から13歳までの年少射撃資格者に、認定の申請に要する費用（9,600円）等が発生しましたが、これは14歳以上の認定申請時と同様であります。また、行政費用につきましては、年少射撃資格者の認定に係る事務等に関するものが発生しましたが、従前より実施している既存の事務の一環として対応できるものでした。事前評価時に想定されなかった負担は生じていません。一方、効果であります。今回の措置によりまして、実際射撃資格者を受けた者が令和2年末現在で15人を把握しております。残念ながら東京オリンピック代表選手には10歳から13歳の年少射撃資格者であった方はいませんでした。今後活躍が期待されると報告を受けております。効果の金銭価値につきましては、考慮すべきことが多岐にわたり推計することが困難と考えております。年少射撃資格者の空気銃の窃盗や紛失等の事故・事件は発生しておりません。

以上のことから、「3 考察」に記載のとおり、遵守費用や行政費用が発生しておりますが、空気銃射撃競技の選手育成に資するという効果を踏まえますと、本規制を継続することが妥当であると考えています。

2点目は、練習射撃場制度の拡充でございます。銃刀法につきましては原則所持許可を受けた銃しか使えないというルールがございます。一方で練習射撃場制度は、射撃場に銃を備え付け、その銃を使うことができるものであり、例えば、所持許可者が銃を故障した場合、あるいは自分が所持している銃と別のものを購入したい、試してみたいといった場合に利用されています。そういった意味で危害防止上の効果が期待されるものです。従来この練習射撃場につきましては、猟銃のみが認められておりましたが、今般その便益を空気銃にも及ぼせるために、空気銃の練習射撃場を創設しました。併せて空気銃につきましては、先ほど申し上げた年少射撃資格者が空気銃を使用する場合には指導員が監督しなければなりません。状況によっては指導員が都合

がつかないとか、全日本の合宿で合同練習をする場合があり、こういった場合に練習射撃場の備付け銃を使ってその練習射撃場が指定した指導員が監督に当たる制度ができれば我が国の射撃競技の強化が図れるということで改正したものでございます。

次に「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」についてです。遵守費用につきましては、練習射撃場は既に指定射撃場として都道府県公安委員会から指定されたものなかから指定を受けるものであり、指定のための手数料は徴収していません。また、行政費用につきましても、指定する事務や立入検査等の事務が発生しますが、これも既に指定射撃場に対して実施してきた立入検査等の一環として対応できるものですので、新たな行政費用というのはほとんど生じないと想定しておりました。実際そのようになっております。次に効果についてですが、現在空気銃の練習射撃場が全国で6か所設けられており、競技団体の方からも競技力強化に寄与しているといった声が寄せられ、効果が発現していると認められます。効果の金銭価値化につきましては、考慮すべきものが多岐にわたる関係で推計は困難と考えておりますが、副次的な影響及び波及的な影響については、発生していません。

最後に「3 考察」でございますが、新たな指定に関する事務が発生しておりますが、従前より実施している既存の事務の一環として対応できるものと考えております。一方で、我が国の射撃競技の競技力の強化、射撃練習に伴う事故の未然防止という効果を踏まえると、本規制を継続することが妥当であると考えています。

銃刀法の3点目でございます。災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除についてです。銃砲の所持許可につきましては、3年ごとに許可の更新が必要となります。災害等のやむを得ない事情によりまして、更新を受けられずに期間が経過し失効したものについては改正前も救済措置が設けられていました。一方で、銃砲の許可は、銃ごとに許可されているものであり、銃が亡失すると許可が失効しますが、災害等により銃を亡失した場合の救済措置は設けられていませんでした。こうしたことを踏まえ、救済措置を設けるため本改正に至りました。具体的には、災害等により銃砲を亡失した者であっても3年以内に技能講習を修了したものにつきましては、技能検定や射撃教習が免除されるという内容であります。

次に「2 審査、効果（便益）及び間接的な影響の把握」についてです。本規制を導入したことにより、新たな遵守費用は生じていません。また新たな行政費用につきましては、災害により猟銃を亡失等したことについて審査する事務等が発生しておりますが、これにつきましては、従前より災害時に実施することとしている事務の一環として対応できるものであり、新たな行政費用はほとんど生じておりません。また、本規制の効果としましては、災害により猟銃を亡失等した者について、技能検定又は射撃教習を免除した2件を把握しており、手続の負担が軽減されています。便益の金銭価値化につきましては、考慮すべき要素が多岐にわたるため推計は行っておりませんが、副次的な影響及び波及的な影響については、発生していません。

以上のことから、「3 考察」に記載のとおり、本規制の導入に伴って、行政費用として事務が発生しておりますが、特段の体制の強化なく既存の事務の一環として対応

できるものでございます。一方、許可を受けようとする方々にとって手続の負担が軽減するといった効果が見られ、本規制を継続することが妥当であると考えています。
以上でございます。

(木村座長)

ありがとうございました。ただいまの銃刀法関係について御質問等あればお願いいたします。
内山委員お願いいたします。

(内山委員)

御説明ありがとうございました。
細かい点で恐縮なんですけど、練習射撃場制度ということなんですけれども、空気銃に係る練習射撃場は、令和2年末までに全国で6か所設けられたとのことですが、それらは猟銃に係る指定射撃場と実質的に同じ場所なのか、それとも猟銃に係るものとは別個の場所が新設されたのでしょうか。

(小堀保安課長)

ありがとうございます。
射撃場は、空気銃、ライフル銃、散弾銃、拳銃という銃種ごとに指定されております。今回新たに指定されました練習射撃場の6か所につきましても、猟銃に係る指定射撃場と別個のものとなります。同じ敷地のなかに、空気銃の射撃場とライフル銃の射撃場が併設されているものもありますが、設備としては別物で、それぞれ別個に指定されております。

(内山委員)

ありがとうございます。
運営主体は民間事業者で、料金を取ってやっているのでしょうか。

(小堀保安課長)

料金を取っているところが多いかと思いますが、なかには独立行政法人である日本スポーツ振興センターが、トップアスリートを集めて練習しているものもございます。

(内山委員)

わかりました。どうもありがとうございます。

(木村座長)

では野口委員よろしくお願いいたします。

(野口委員)

ありがとうございます。

いつも事後評価の話はこういう法改正があったのかということをお勉強させていただいております。今回形式的なところで気になったので教えていただきたいのですが、1-1と1-3というのは、規制の緩和になるんですね。フォーマットがあって別記様式第8号というものがどこまで固いかかわからないですが、例えば1-1の最後を読んでいると、「本規制によって～」となっていて、正確に言うと「本規制の緩和によって～」だと思えるんですね。規制の緩和だとまだ規制が残っているから残った部分について、「規制」と広げて言うのはいいかと思いますが、これが「規制の廃止」になったら、「規制の廃止によって」と書かなければ日本語として文章がおかしなことにならないかなというのが気になりました。四角のなかに書いていただいている「本規制」というのは「規制の緩和」というふうに置き換えないといけないような気がするんですけど、これは様式との関係でこういう書き方になるのでしょうか。廃止の場合もこの方式で行くと日本語として成り立たない文章にならないかなというところを疑問に思いました。

よろしく願いいたします。

(木村座長)

ありがとうございます。

これは事務局からお答えいただいた方がよろしいでしょうか。

(大門調査官)

事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

別記様式の中に埋め込まなければならないというルールになっておまして、御指摘のとおり緩和の場合と廃止の場合でどういった形の結論になるかというところはあろうかと思えます。

(野口委員)

もっと単純な日本語の話でして、枠を使わなければならないというのはわかるんですけど、「規制の緩和」について評価をしているということなので、枠の中の「規制」という言葉が、正確に言うと「規制の緩和」となるのではないのでしょうか。例えば規制を廃止してしまうと「本規制により」と書けないですよね、という本当に単純な話になります。四角のフォーマットを使わなければならないというのはわかるんですが、そのフォーマットの冒頭で「本規制」という主語で表現しなさいというところまでは書かれていないような気もしており、そこが少し気になったというだけなので、聞き置いていただければいいかと思えます。

(植田政策立案総括審議官)

その点制度所管省に問い合わせることとしたいと思います。

(木村座長)

野口委員貴重な御指摘ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

では、銃刀法関係は以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により新設された規制について、保安課から説明をお願いします。

(小堀保安課長)

平成27年に改正された風営法により新設等された規制について2点御説明します。

1点目は、特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設でございます。従来風営法におきましては、深夜における飲食店営業において客に遊興をさせることが禁止されておりました。一方で、いわゆるナイトクラブのような形態のものについては、ナイトライフの充実を求める声があるといった背景があり、さらに、ダンス以外の遊興、例えばバンドの生演奏やショーというものも夜間でも飲食しながら楽しみたい、といった需要がございました。そういった需要も踏まえ、客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業で深夜に営むもの、これに「特定遊興飲食店営業」というカテゴリーを付け、新たに許可制の下に必要な規制を設け、これにより害悪を防止していくというスキームを作りました。

「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」でございますが、遵守費用として、特定遊興飲食店営業の許可の申請に要する費用（24,000円）が発生しております。また、行政費用としましては、各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に関する費用が発生しております。令和2年には、この営業形態に対する行政処分が7件行われております。他方、想定されていたもの以外の負担は特段生じていません。効果としては、特定遊興飲食店営業は当初は200店舗ほどでしたが、年々その数が増え、令和2年では418の営業所に許可がなされており、事前評価時に想定された効果が発現していると考えております。便益の金銭価値化につきましては、考慮すべき要素が多岐にわたるため推計は困難でございますが、本措置による副次的な影響あるいは波及的な影響については、把握していません。

最後に「3 考察」でございます。本規制の導入に伴いまして、遵守費用や行政費用は発生しておりますが、必要な規制を設けることで善良の風俗と清浄な風俗環境等を保持することができると考えられ、本規制を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、風営法の2点目でございますが、ダンスホール等に係る規制の廃止についてであります。

風営法の改正前、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業につきましては、許可制の対象となっております。実際134の営業所において許可がなされておりましたが、ダンスホール等営業につきましては、風俗上の問題が生じているという実態はほとんどなく、規制の対象から外すことになりました。改正後においても、我々の把握する限りダンスホール等営業において売春事犯や風俗上の問題が生じてい

るといった事実は認められておりません。

次に「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」についてですが、遵守費用や行政費用は、規制の廃止ですので発生しておりません。一方効果になりますが、このダンスホール等営業におきましては許可を受けることなく営業することができるようになり、手数料等も不要になっています。これにつきましても効果の金銭価値化は困難であると考えております。

以上を踏まえまして、「3 考察」でございますが、本規制の廃止により特段の費用は発生しておりません。一方、許可を受けることなく営業することが可能となり、さらにこの規制の廃止に伴い風俗上の問題が生じているという実態もないため、本規制の廃止につきましては妥当であると考えております。

私からの説明は以上でございます。

（木村座長）

どうもありがとうございました。

今の説明について、お気付きの点や御質問等がありましたら、お願いします。

野口委員お願いいたします。

（野口委員）

ありがとうございます。

「廃止」は「廃止」となっているということがわかりました。なので、「緩和」も「緩和」かなと思ったりもしました。ありがとうございます。

（木村座長）

どうもありがとうございます。

書き振りについて修正するようなことがあれば事後的に教えていただくことになりますかね。

（大門調査官）

修正する必要がありましたら御連絡差し上げます。

（木村座長）

ありがとうございます。

他の点につきましていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では小堀課長どうもありがとうございました。

（小堀保安課長）

ありがとうございました。

（木村座長）

引き続き、道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制について、運転免許課から説明をお願いします。

(大門調査官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。宮内運転免許課長です。どうぞよろしくお願いたします。

(宮内運転免許課長)

運転免許課長の宮内でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私の方からは、平成27年の道路交通法の改正によって導入されました運転免許関係の規制5件について御説明させていただきます。

まず、資料の15ページの「臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入」についてご説明いたします。

本規制の導入前においては、75歳以上の高齢運転者は3年に1回の免許証の更新時等に認知機能検査と高齢者講習を受けることとされていましたが、認知機能は短期間で低下する場合がありますので、資料の1に記載がありますように、本規制により、75歳以上の免許保有者が認知機能が低下した場合には行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対して臨時の認知機能検査を行うこととしまして、また、その結果が認知機能の低下を示す一定の基準に該当した場合には、臨時の高齢者講習を行うこととしたものでございます。

本規制の費用としましては、資料の2の前半に記載がありますように、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習の手数料の負担が発生しておりまして、また、公安委員会による臨時認知機能検査と臨時高齢者講習の実施費用が発生しておりますが、これらは既存の事務と一連の体系をなすものですので、新たに生じる費用は限定的なものにとどまっていると考えております。また、本規制の効果としましては、資料の2の後半に記載がありますように、平成29年以降毎年一定数の臨時認知機能検査と臨時高齢者講習が行われているほか、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者又は認知機能の低下のおそれがあると判断された者による死亡事故の件数が一定程度減少しているところでございます。

したがって、本規制につきましても、資料の3に記載がありますように、便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められますことから、本規制を継続することが適当であると考えております。

続きまして、資料の18ページの「臨時適性検査の対象拡大等」でございます。

資料の1に記載がございますが、本規制の導入前においては、75歳以上の高齢運転者が免許証の更新時等に認知機能検査を受けまして、その結果が認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当した場合は、その者が認知機能が低下した場合には行われやすい一定の違反行為をした場合に限り、公安委員会が臨時適性検査を行うこととされていたところでございますが、本規制によりまして、免許証の更新時等に受けた認知機能検査において、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当した者につきまして

は、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査を行うか、あるいは医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとしたものでございます。

本規制の費用としましては、資料の2の前半に記載がございますように、医師の診断書の提出を命ぜられた場合における診断書取得のための費用が発生しているところでございます。また、公安委員会による臨時適性検査と診断書提出命令の実施に係る事務が発生しておりますけれども、これらは既存の事務と一連の体系をなすものでございますので、新たに生じる費用は限定的なものにとどまっていると考えております。

本規制の効果としましては、資料の2の後半に記載がございますように、本規制の導入後、認知機能検査におきまして認知症のおそれがあるとされまして、その後医師の診断を受けて免許の取消し等を受けた者が一定数存在していますほか、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者による死亡事故の件数が一定程度減少しているところでございます。

したがいまして、本規制につきましては、資料の3に記載がありますように、便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められますことから、本規制を継続することが適当であると考えてございます。

続きまして、資料の21ページの「準中型自動車免許の新設」についてでございます。

本規制の導入前におきましては、車両総重量5トン未満が普通自動車、5トン以上11トン未満が中型自動車に区分されておりました、普通免許は18歳から、中型免許は20歳から取得できることとされておりましたが、資料の1に記載がありますように、3.5トン以上5トン未満の貨物自動車の事故防止が課題となっていたこと、また、5トン以上の貨物自動車を18歳から運転できるようにしてほしいとの要望がございましたので、本規制によりまして、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の自動車を新たに準中型自動車として区分しまして、その運転に必要な準中型免許につきましては、貨物自動車を使用した試験や教習等を行うこととしますとともに、普通免許と同様に18歳から取得できるようにしたものでございます。

本規制の費用としましては、資料の2の前半に記載がございますように、新たな遵守費用はほとんど発生していないところでございまして、また、事前評価時に想定されていなかった新たな行政費用も発生していないところでございます。本規制の効果としましては、資料の2の後半に記載がございますように、それまで普通自動車に区分されておりました車両総重量3.5トン以上5トン未満の自動車に係る車両1万台当たりの死亡事故の件数が減少していますほか、準中型免許試験の受験者数につきましても増加傾向にあるところでございます。

したがいまして、本規制につきましては、資料の3に記載がございますように、便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められますことから、本規制を継続することが適当であると考えております。

続きまして、資料の24ページの「準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入」についてでございます。

本規制の導入前におきましては、普通免許を受けた者につきまして、免許を受けた日から1年間の初心運転者期間に違反行為をして一定の基準に該当した場合は、再試験や

初心運転者講習の対象となることとされていたところでございます。また、普通免許を受けていた期間が通算して1年に達しない者につきましては、初心運転者標識を表示しなければならないこととされていたところでございますが、新設された準中型免許についても普通免許と同様に18歳から取得できる免許でございますので、資料の1に記載がございましたように、準中型免許を受けた者につきましてもこれら再試験や初心運転者講習の制度の対象とすることとしたものでございます。

本規制の費用としましては、資料の2の前半に記載がございましたように、準中型免許を受けた者のうち再試験の対象となった者につきまして、再試験手数料の負担が発生しているところでございます。また、公安委員会が準中型免許を受けた者に対して再試験等を行う事務が発生しておりますほか、初心運転者標識の表示義務違反に対する指導・取締りの事務も発生しておりますけれども、これらは既存の事務と一連の体系をなすものでございますので、新たな行政費用はほとんど発生していないと考えております。本規制の効果としましては、資料の2の後半に記載がございましたように、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の準中型自動車に係る車両1万台当たりの死亡事故の件数が減少しておりますほか、準中型免許を受けた者に対する初心運転者講習の実施数についても増加傾向にあるところでございます。

したがいまして、本規制につきましては、資料の3に記載がございましたように、便益と比較して費用は相対的に少ないので、本規制を継続することが適当であると考えてございます。

最後でございますが、資料の27ページの「運転免許の仮停止の対象の拡大」についてでございます。

道路交通法におきましては、一定の違反行為を行って人の死亡や傷害を伴う事故を起こした者につきましては、免許の取消し等を行うまでの仮の処分としまして、事故発生日から30日間に限りまして、免許の効力の仮停止を行うことができることとされているところでございます。この制度に関しまして、本規制の導入前におきましては、酒気帯び運転や過労運転をして事故を起こした者につきましては、人を死亡させたときに限り、免許の効力の仮停止ができることとされていましたが、資料の1に記載がございましたように、本規制によりまして、人を死亡させたときに限らず、人を傷つけたときについても、免許の効力の仮停止をすることができることとしたものでございます。

本規制の費用としましては、資料の2の前半に記載がございましたように、新たな遵守費用はほとんど発生していないところでございまして、また、公安委員会が酒気帯び運転や過労運転等をして人の傷害を伴う事故を発生させた者に対して免許の効力の仮停止を行う事務が発生しておりますけれども、これは既存の事務と一連の体系をなすものでございますので、新たな行政費用はほとんど発生していないと考えているところでございます。また、本規制の効果としましては、資料の2の後半に記載がございましたように、平成27年以降、酒気帯び運転や過労運転等をして人の傷害を伴う事故を起こしたことによりまして、免許の仮停止を受けた者が一定数存在しているところでございます。

したがいまして、本規制につきましては、資料の3に記載がございましたように、便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められますことから、本規制を継続すること

が適当であると考えております。

以上でございます。

(木村座長)

手短に御説明いただきありがとうございます。

今の御説明について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

内山委員お願いいたします。

(内山委員)

御説明ありがとうございました。

「臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入」、「臨時適性検査の対象拡大等」それから「運転免許の仮停止の対象の拡大」に共通のことで、いずれも便益の計算について、便益の金銭価値化は困難であるとのことなのですが、いつも申し上げていることですが、金銭価値化は不可能ではないと考えております。大変なのはわかりますが、例えば、本規制の導入により、認知症のおそれがあると判断された者等による死亡事故件数が実際に減少しているわけですので、これらの事故による損害額の減少を推計することは不可能ではないと思います。単純に考えれば、事故1件当たりの平均損害額を推計し、それに減少件数を乗じることが例えば考えられます。繰り返になりますが、推計作業が大変なことは承知しているが、少し検討して見ていただけないでしょうか。

ただ、規制コストの分析にコストをあまりにかけるのも効率が良いとは思えないので、こういったことを専門でできるような組織が欲しいと思います。私はイギリスのEBPMも研究していますが、例えばイギリスの警察政策に関してはCollege of Policingという警察大学校に相当するところがありまして、そこが警察政策のEBPMをやっております。社会科学の専門家を雇用して、政策効果の評価や実験的手法によるエビデンスの確認をやっています。イギリスの内務省は、犯罪の金銭価値化に関する文書を出しており、社会的・経済的にどのように定量化できるか、ということを述べている。すぐに日本の警察で導入できるかどうかは少し難しいかもしれませんが、そういう方向性で検討してみてもいいかと思いますが。

(木村座長)

内山先生ありがとうございます。

今の点についていかがでしょうか。

(宮内運転免許課長)

先生がおっしゃるとおり、政策評価の趣旨からしますと、費用と便益を可能な限り数値化して客観的に評価すべきであるということは認識をしているところでございまして、そういった方向性を追求しなければならないと考えております。ただ、一番悩ましいところといたしますのが、死亡事故が減少しているとは言えますけれども、そ

れが本規制の効果だけでなく、他の様々な施策ですとか、それ以外の要因が複合的に作用して減少しているというふうに考えられますことから、本規制がそれにどの程度寄与しているのかということ算出することは非常に難しく、悩んでいるところでございます。しかしながら、様々な知見を参考にしながら数値化するという方向性は追求したいと考えてございます。

(内山委員)

どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、総合的に色々な対策を進めているので個別の施策がどういう効果を持つのかを推計するのは困難ですが、実はE B P M本来の因果推論の手法を使うとそれができます。ただ、そのためには人材が必要で、理想としてはできれば政策分析専門のスタッフ等がいてそれがちゃんとできるようになると良いんですが、いずれにせよどうもありがとうございました。

(木村座長)

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは宮内課長どうもありがとうございました。

(宮内運転免許課長)

どうもありがとうございました。

(木村座長)

では引き続き犯収法の改正に関する規制について、組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室から御説明をお願いいたします。

(大門調査官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。花井犯罪収益移転防止対策室長です。

(花井犯罪収益移転防止対策室長)

失礼いたします。組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長の花井でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成27年の犯罪収益移転防止法施行令の改正によりまして、新たに導入されましたマネー・ローンダリング対策関係の規制2点につきまして説明いたします。資料5-1の29ページを御覧ください。

1点目が「特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加」でございます。

まず、「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。犯罪収益移転防止法は、金融機関等の特定事業者に対しまして、一定の取引を行うに際し、顧客の氏名等の本

人特定事項等の確認を義務付けております。この確認の対象となる一定の取引は、マネー・ローンダリングのリスク等を踏まえ、預貯金口座の開設、有価証券の売買、クレジットカードの交付、不動産売買といった取引が政令で定められ、このような取引は特定取引と呼ばれております。特定事業者による顧客の本人特定事項の確認の可否につきましては、本規制の導入前においては、特定取引に該当しない取引をするときは、收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合や、敷居値を越える取引が分割して行われた場合等であっても、特定事業者には取引時確認の義務が課されていませんでした。このため、このようなリスクを伴う取引に関する資金を事後的に追跡することが十分にできない状況であったほか、こうした状況について、F A T F（金融活動作業部会）から我が国に対し、迅速な対応を求める声明が公表されたことがあったところです。このようなことから、本規制により、取引時確認を行わなければならない取引としまして、疑わしい取引その他の特別の注意を要する取引、敷居値以下に分割された取引を追加したものであります。本規制を取り巻く社会情勢等に大きな変化は生じておりませんので、その必要性は引き続き認められると考えております。

続きまして、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。事前評価時には、特定事業者においては、本規制により追加された取引に係る取引時確認の義務の履行に要する遵守費用、特定事業者を監督する所管行政庁や国家公安委員会においては、当該義務の履行を担保するための指導等の措置を行う行政費用が、それぞれ生じることを想定しておりました。遵守費用につきましては、犯罪収益移転防止法が規制対象とする特定事業者が広範にわたっており、かつ、個々の特定事業者や取引ごとに費用が異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であります。事前評価時に想定されなかった事務負担は発生しておりません。行政費用につきましても、本規制により新たに課せられた義務を履行していないことを理由とした是正命令等は所管行政庁において行われておらず、事前評価時に想定されていなかった事務負担は発生しておりません。また、事前評価時に想定されていた本規制の効果であります、マネー・ローンダリングに係る事後的な資金トレースの向上や、国際基準への対応による我が国の信用度の向上等につきましては、平成28年にF A T Fが、F A T F第3次対日相互審査に係るフォローアッププロセスから我が国を除外したこと等から、これらの効果については発現していると考えています。

以上のことから、「3 考察」にありますように、規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、また、資金トレースの向上によるマネー・ローンダリングの抑制や国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化という便益は、当該費用を上回っていると考えられることから、本規制を継続することが妥当と考えております。

続きまして、資料5-2の32ページを御覧ください。

2点目は、「外国P E P sとの取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備」でございます。

まず、「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。犯罪収益移転防止法は、

特定事業者に対し、マネー・ローンダリングのリスクが特に高い取引について、通常
の取引時確認に加え、追加的な確認の措置を講じる等の厳格な顧客管理を行うことを
義務付けております。厳格な顧客管理を行うべき取引は、本規制の導入前では、本人
特定事項を偽っていたと疑われる顧客との取引等が規定されていたところであります
が、本規制は新たに、外国の元首や国務大臣等の外国 P E P s (Politically Exposed
Persons : 外国における重要な公的地位を有する者) との間で行う取引を追加したも
のであります。この背景としましては、公的に高位の職位にある者については、その
者の名義がマネー・ローンダリングに悪用されるなどする危険性があるため、このよ
うな危険性を低減する必要性があったことのほか、F A T F からも我が国に対し、こ
のような危険性を低減する措置を講じることを求める声明が公表されたこと等があり
ます。本規制につきましても、規制を取り巻く社会情勢等に大きな変化は生じており
ませんので、その必要性は引き続き認められると考えております。

続きまして、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。事前評価
時には、先に説明した1つ目の規制と同様に、外国 P E P s との取引等について厳格
な顧客管理を行うための遵守費用、及び規制に係る義務の履行を担保するための行政
費用が、それぞれ生じることを想定しておりました。遵守費用につきましては、先に
説明しましたとおり、個々の事業者や取引ごとに費用が異なるため、金銭価値化して
推計することは困難であります。事前評価時に想定されなかった事務負担は発生し
ておりません。行政費用につきましては、本規制に係る是正命令等は所管行政庁にお
いて行われておらず、事前評価時に想定されていなかった事務負担は発生しておりま
せん。また、こちらの規制につきましても、平成28年にF A T F がフォローアッププ
ロセスから我が国を除外したこと等から、事後的な資金トレースの向上や、国際基準
への対応による我が国の信用度の向上の効果が発現していると考えています。

以上のことから、「3 考察」のとおり、本規制の便益は費用を上回っていると考え
られ、本規制を継続することが妥当であると考えております。

以上でございます。

(木村座長)

御説明ありがとうございます。

今の説明について、御質問等あればお願いします。

内山委員お願いします。

(内山委員)

簡単に事実確認ですが、「特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追
加」について、「疑わしい取引等や敷居値以下に分割された取引」として取引時確認が
行われた件数は把握しているのでしょうか。

(花井犯罪収益移転防止対策室長)

取引時確認というものは、特定事業者におきまして特定取引の都度行われているものでございまして、それ自体を警察の方に届け出ることには義務づけられておりません。あくまで所管行政庁に届け出られるものは疑わしい取引であります。例えば預貯金口座を開設する際には、ほとんどの人に対して身分証を用いた確認がなされますが、そうした1件ごとの取引時確認の全てが届け出られているわけではございません。したがって、取引時確認を行った件数については警察の方では把握できているものではございません。

(内山委員)

そうしますと、日本の金融機関はちゃんとやっているとは思いますが、実効性を担保する措置と申しますか、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

(花井犯罪収益移転防止対策室長)

事業者が取引時確認を適正に行っているかどうかにつきましては、各所管行政庁が監督を日々しっかり行っておりまして、それで担保されているところでございます。

(内山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(木村座長)

ありがとうございます。

他にありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。花井室長どうもありがとうございました。

最後に、議題4について警察庁から御説明をお願いします。

(大門調査官)

議題4につきましては、資料6になりますけれども、「令和4年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(案)」についてでございます。

実績評価方式による事後評価については、別添の下線が引かれているものが対象となります。基本目標3業績目標2の特殊詐欺関係、基本目標7業績目標1のサイバー関係については引き続き対象としていくのに加えまして、基本目標5「国の公安の維持」を対象として評価を実施する予定です。次に、事業評価方式による事後評価(規制の事後評価)についてですが、来年度においては評価を実施する対象はございません。

私からは以上でございます。

(木村座長)

ありがとうございました。今の御説明に対して、何か御意見等がありましたら、お

願います。

それでは、本日の議論は以上とさせていただきたいと存じます。では、進行役を事務局に戻したいと思います。よろしく願いいたします。

(大門調査官)

どうもありがとうございました。これにて一連の議事を終了いたします。

初めてのオンライン会議ということで様々不慣れな点もあって大変申し訳ございませんでしたが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日いただいた意見も踏まえて今後評価書の決定をさせていただく予定でございます。

これにて第38回政策評価研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。